

家庭用ホームタンクの灯油漏れに注意！

平成21年度1件、平成22年度1件、家庭用ホームタンクからの灯油漏れ事故が発生しています。

①原因は灯油配管の老朽化や接続部分の破損などです。特に地下埋設管からの漏れについては気づきにくく、発見までに時間がかかることもあります。

②ホームタンクから灯油漏れが起こると、近隣の住民の方々に灯油の臭気などで迷惑をかけてしまうだけではなく、事故の処理に多額の費用が必要となる場合があります。

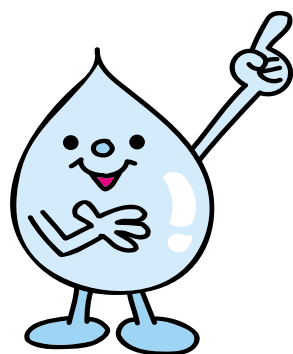
汚れた土砂の処理のほか、地中の水道管が灯油に侵食された場合、水道水に灯油臭が発生するため、管の取り替え工事が必要です。

灯油漏れ事故が発生した場合の事故処理にかかる費用は、すべてホームタンクの所有者などの事故原因者の負担になります。

雪が降って家庭用ホームタンクが点検しづらくなる前に、事故防止のため点検を行いましょ。



水道水の油臭に関するご相談
役場建設課水道・施設管理グループ
☎76-2151 (内線253、254)



灯油漏れ点検のポイント

- ・水抜きバルブの緩みはありませんか。
- ・家のまわりで油の臭いはしませんか。
- ・給油後、灯油の「こぼれ」を確認していますか。
- ・ホームタンクの給油管は折れ曲がったり古くなったりしていませんか。
- ・ストレーナーカップ（タンクの下部についているフィルターの入っている透明な部品）がひび割れていませんか。

船員保険制度と一部が労災保険制度に統合されました

平成22年1月1日から、仕事または通勤が原因のけが、病気または亡くなった場合は、労災保険から給付されるようになりました。

一部の給付(労災保険の上乗せ給付または船員保険独自給付)については、引き続き船員保険から給付されます。

仕事または通勤が原因のけが、病気、亡くなった場合の請求先は、労働基準監督署に変わりました。

一部の給付(労災保険の上乗せ給付または船員保険独自給付)については、引き続き船員保険から給付されますが、請求先は全国健康保険協会船員保険部に変わりました。

事業主(船舶所有者)におかれましては、法人の代表者に当たらなくても、特別加入制度に加入していただくことで、労災保険による補償を受けることが可能となります。

なお、一定の加入要件がありますのでご注意ください。

平成22年1月1日から船員を1人でも雇っている事業主(船舶所有者)は、船員保険とは別に、労災保険にも加入手続きを行わなければならなくなりました。

問い合わせ先

労災保険制度については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へ

船員保険制度については、全国健康保険協会船員保険部 ☎03-6862-3060 へ

改正臓器移植法の一部が施行されます

～平成22年1月17日より、親族への優先提供ができるようになりました～

改正臓器移植法の一部施行に伴い、平成22年1月17日より、臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示できるようになりました。

【親族への優先提供が行われる場合】

- ①ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族へ優先提供の意思表示を書面により表示している
- ②親族（配偶者 1、子ども 2、父母 2）が移植希望登録をしている
- ③医学的な条件（適合条件）を満たしている

- 1 婚姻届を出している方。いわゆる事実婚の方は含みません。
- 2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

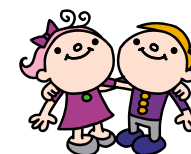
【親族への優先提供の意思を表示する方法】

- ①(社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録する
臓器提供意思登録サイトから、意思を登録することができます。
ホームページ <http://www.jotnw.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>
- ②臓器提供意思表示カード・シール（ 1 ）などの意思表示欄に記載する
余白に「親族優先」と記載することができます。
（優先提供する親族の名前を記載した場合の取り扱いは、留意事項②をご覧ください）

- 1 保険証の裏面に貼るシール・パンフレットなどは役場 国保担当⑥番窓口を設置しています。

【留意事項】

- ①医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- ②優先提供する親族の方を指定（名前を記載）した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- ③「 さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- ④親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。



～平成22年7月17日からは、ご本人の意思が不明でも～

ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりました。これにより、15歳未満の方からの脳死下での臓器提供も可能になりました。



お問い合わせ先

津別町役場保健福祉課健康医療グループ

⑥番国保担当窓口 ☎76-2151